

# 景品表示法改正 課徴金制度の概要

## 一・本日の相談

桜も咲き始めた頃、公平が出社すると顔なじみの企画部担当者が「ちょっと教えて下さい」と空いている隣席に腰掛け話しかけてきた。今日の新聞で読んだのですが、景品表示法が改正されて課徴金制度が始まるそうですね……。

食品を扱う当社では、広告の表示方法については、これまでも「不当景品類表示及び不当表示の防止法」(景品表示法)には気を遣ってきた。そのため、社内の注意喚起するための資料を作成したいので、簡単にレクチャーして欲しいというのである。

## 二・課徴金納付制度の概要

公平 さすがに耳が早いですね。この改正法は、平成二八年四月一日に施行されます。食品偽装など、マスコミでも大きく取り上げられるような不当表示の事件が後を絶たないため、平成二六年改正により景品表示法に課徴金制度が導入されることになったものです。違

反行為を行った者に対して、公正取引委員会が課徴金の納付を命じ、その様な不当表示等で得た利益を剥脱することによって、違反行為を抑止するのが狙いです。

担当 具体的にはどのような制度になるのでしょうか。

公平 そうですね、①課徴金対象行為、②課徴金額の算定方法、③課徴金の減額について概要をご説明しましょう。

### (一)課徴金対象行為

公平 景品表示法の禁止行為はこれまでと同様ですが(五条)、このうち課徴金の対象となるのは、商品や役務が著しく優良

であると誤認させる行為(優良誤認表示、五条一号)および商品や役務の価格その他の取引条件が著しく有利だと誤認させる行為(有利誤認行為、同条二号)の二つです。

担当 なるほど、でも対象行為の該当性はどうやって判断するのですか。

公平 典型的には、ダイエットの効果を標榜する商品や器具などの効能や性能に関する表示などが問題になります。これを公正取引委員会が表示通りの効果がないことを立証しなければならぬとすると、多大な時間を要し、その間、不当表示による消費者被害が拡大する恐れがあります。

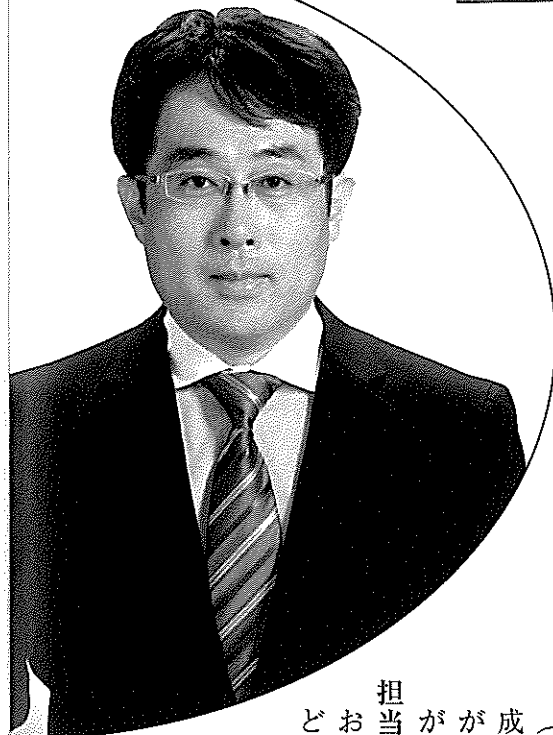
そこで、事業者に対して表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、その事業者が資料を提出しない場合には、その表示は対象禁止行為に該当するものと推定されることになっていきます(八条三項)。

これを不実証広告の規制といいますが、合理的な根拠の判断基準等については、「不当景品類及び不当表示防止法第七条二項(施行前は四条二項)の運用指針」(平成一五年一〇月二八日公正取引委員会)が出されており、具体的な類型を挙げながら詳細な基準が示されています。

担当 了解しました。後で指針を確認しておく必要がありますね。では課徴金額はどのように決めるのでしょうか。

### (二)課徴金額の算定方法

公平 はい、課徴金額は、①課徴金対



## 〈第18回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 佐藤 篤志  
東京佐藤法律事務所 弁護士  
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

象期間(原則として対象行為を始めた日からやめた日)に、②取引した商品または役務の、③政令で定める方法により算定した売上額(原則として対価の合計額Ⅱ引渡基準)とされています(八条一項本文)。この売上額は、費用も含む対価の総額ですので、注意が必要です。

担当 対価ということは、実際に取引をして支払いが行われた額ということですか。では、例えば建売住宅のように契約から引き渡しまで長期を要する場合はどうなるのでしょうか。

公平 その場合は、例外的に契約金額を課徴金額とする契約基準が用いられることになります。

担当 他に要件はあるのでしょうか。  
公平 はい、事業者の免責要件として、①課徴金対象行為をした期間を通じて、②禁止行為に該当することを知らず、かつ、知らないことについて相当の注意を怠っていないこと、が認められた場合には課徴金納付命令は出せないこととなります。

担当 なるほど、漠然とは分かるのですが、実際の事例での判断となると結構難しいですね。

公平 はい、確かに不当表示が問題となるケースは多岐にわたるので、判断が難しい場合もあるでしょう。そこで、消費者庁では「不当景品類及び不当表示防止法第八条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方」というガイドラインを

公表し、対象行為や課徴金の算定に関する想定事例を示しています。広告作成に関わる部署では、上記の指針に加えてこれも参照しておく方が良いでしょう。また、消費者庁では、ホームページで違反事例集を公開しているの、当社に関連する分野については併せてみておきたいですね。

担当 了解しました。

### (三)課徴金額の減額

公平 あと、課徴金の減額についても説明しておいた方が良いでしょう。これには、

①課徴金対象行為の報告による減額と、  
②返金措置による減額、の二つがあります。

担当 はい、お願いします。  
公平 事業者が、課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定める方法で消費者庁長官に報告したときは、算定された課徴金額の五〇%を減額することとされています(九条本文)。ただし、その報告が、

課徴金納付命令があることを予知してされた場合には減額されないのに注意が必要です(九条ただし書き)。

課徴金納付命令があることを予知してされた場合には減額されないのに注意が必要です(九条ただし書き)。

## 三・おまけ

景品表示法の改正法は四月一日に施行され、課徴金制度が始まりますので、今回はこれをとりあげました。同法は、およそ一般消費者を対象に広告を行う事業者は全て含まれるため、その様な消費者相手の事業者は知っておく必要がある法律だと思われれますので、この機会に制度の概要を見ておくと良いでしょう。

以上